

自然を活かした 観光、交流で まちづくり



越後おぐに森林公園
(林間広間)

小国町は、森林面積が全体の約65%を占めています。森林公園や八石山には、その自然を楽しむために多くの人々が訪れ賑わいをみせます。また、都会からイベントに訪れる人にも、各種行事とともに、緑豊かな自然がお迎えをします。



八石山 山開き (八王子集落)



田植えツアー (法末集落)

今月の主な内容

合併協議会の動き…………… 2～4 町議会議員選挙の投票は6月6日… 5

6月 おぐにさわやかリポート番組表

6日	生活の知恵
12日	昔話 ないた赤鬼
13日	110番ニュース
20日	学校だより
26日	昔話 人年貢とるむじな
27日	お誕生日おめでとう

※土曜日の番組は、第2・第4土曜のみ午前7時30分から全チャンネルで放送
※日曜日の番組は、午前7時30分から全チャンネルで放送(再放送は3チャンネルで午前10時・午後1時・6時・9時から)
※日曜日の番組は都合により変更になる場合もあります。

世帯数	人口
2196世帯(+3)	7170人(-9)
男	女
3489人(-12)	3681人(+3)

平成16年4月末現在
4月の動き 出生8人 死亡8人
転入19人 転出28人

6月号カレンダー 6月10日～7月9日

6/10 木	補聴器相談日 (午前10時～10時30分)	25 金	診療所 午後 外科 法律相談所開設 (就業改善センター)
11 金	診療所 午後 外科	26 土	
12 土		27 日	
13 日	町民体育大会	28 月	補聴器相談日 (午後2時～2時30分) 町民課窓口業務時間延長 (午後7時30分まで)
14 月	補聴器相談日 (午後2時～2時30分) 町民課窓口業務時間延長 (午後7時30分まで)	29 火	
15 火		30 水	診療所 午後 整形外科
16 水	診療所 午後 整形外科	7/1 木	補聴器相談日 (午前10時～10時30分)
17 木	補聴器相談日 (午前10時～10時30分)	2 金	診療所 午後 外科
18 金	診療所 午後 外科	3 土	
19 土		4 日	
20 日	補聴器相談所開設 (就業改善センター) 診療所 日曜診療日	5 月	補聴器相談日 (午後2時～2時30分) 町民課窓口業務時間延長 (午後7時30分まで)
21 月	診療所 振替休診日 補聴器相談日 (午後2時～2時30分) 町民課窓口業務時間延長 (午後7時30分まで)	6 火	
22 火		7 水	診療所 午後 整形外科
23 水	診療所 午後 整形外科	8 木	補聴器相談日 (午前10時～10時30分)
24 木	補聴器相談日 (午前10時～10時30分)	9 金	診療所 午後 外科

※横田内科・消化器科クリニック (95-3141) では、午前9時から正午まで日曜診療を行っております。〔急患に限る〕

言葉の履歴書

遺伝子組み換え食品とは、ある生物から目的とする優れた遺伝子を取り出し、品種改良したい生物のDNAに組み込んで新しい性質を付与する「遺伝子組み換え」という技術によってつくり出された食品のこと。
これまでの交配による品種改良と異なり、遺伝子組み換え技術は、有用な遺伝子を種の壁を超えて導入できるため、改良可能な農作物の種類を大幅に増やすことができます。また、もともと生物が持つている有用な性質を変えることなく、きめ細やかな改良ができるというメリットもあります。この技術によって、病気や害虫に強い農産物や除草剤の影響を受けない農産物が誕生しています。
遺伝子組み換え食品は、人体への安全や環境への影響の有無などが確認された後、販売が許可されます。日本では現在、大豆、とうもろこし、ナタネ、ジャガイモ、綿実などが販売を許可されています。

「長岡地域合併協議会」の動き

今月から数回に分けまして、合併協議会で決定されました各種事務事業の調整方針について掲載していきます。長岡合併事務局が発行している協議会だよりにも掲載してありますが、ここでは小国町の制度に関係する各調整方針についても少し細かい内容を掲載していきます。

今月は第2回と第3回で決定された項目のうち、福祉・保健と商工業について主な項目を載せました。内容については、任意合併協議会での調整方針案と同様の内容となっております。住民負担が重くなる項目については調整期間をもうけて、段階的に統一することとしています。また、融資制度で廃止するものについては、長岡市のより有利な制度で対応する等、できるだけ不利益にならないようにしています。

細かい内容については、役場総務課合併担当までお問い合わせください（電話：95-5905）。また、協議会の資料が合併協議会事務局のホームページ（<http://www.nagaoka-gappei.jp>）にも掲載されていますので、そちらもあわせてご覧ください。

なお、調整方針にある「合併年度」とは、平成17年3月中に合併した場合は、その日から平成17年3月31日までの期間を示しています。

各種事務事業の調整方針

事務・事業名	現在の小国町の制度	現在の長岡市の制度	合併協議会で決定した調整方針																																
広報誌の発行	・発行回数 月1回 ・配布方法 区長宅に配布	・発行回数 月1回 ・配布方法 町内会に依頼	長岡市の水準に統一する。 ※合併市の施行とあわせて、一律の編集方針のもとで全市版の「市政だより」を発行する。																																
首長への手紙	・料金受取人払の封筒を全世帯に配布し、町民の「生の声」として投函していただく。 ・町長が確認し回答する。	・意見や要望を「市長への手紙」の専用はがきや電子メールで寄せていただく。 ・市長自ら読み署名のうえ回答する。	長岡市の制度に統一する。																																
保育料 (認可保育所保育料)	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>7,000</td><td>7,000</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>19,200</td><td>19,200</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>26,200</td><td>23,100</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,900</td><td>25,000</td></tr> </table> 入園児童2人目は半額 3人目1/10 市町村民税均等割・所得割区分なし	3歳未満児	3歳以上児	7,000	7,000	3歳未満児	3歳以上児	19,200	19,200	3歳未満児	3歳以上児	26,200	23,100	3歳未満児	3歳以上児	28,900	25,000	市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>13,900</td><td>10,700</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,300</td><td>24,300</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>43,100</td><td>33,100</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>49,600</td><td>35,100</td></tr> </table> 入園児童2人目は半額 3人目無料 所得割額5,000円の区分なし	3歳未満児	3歳以上児	13,900	10,700	3歳未満児	3歳以上児	28,300	24,300	3歳未満児	3歳以上児	43,100	33,100	3歳未満児	3歳以上児	49,600	35,100	平均保育料の水準に統一する。 ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く2か年において段階的に調整する。 なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。
3歳未満児	3歳以上児																																		
7,000	7,000																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
19,200	19,200																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
26,200	23,100																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
28,900	25,000																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
13,900	10,700																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
28,300	24,300																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
43,100	33,100																																		
3歳未満児	3歳以上児																																		
49,600	35,100																																		
一時保育 (特別保育)	保育料 ・3歳未満児 1日 1,192円 ・3歳以上児 1日 1,032円	保育料 ・3歳未満児 1日 1,720円 ・3歳以上児 1日 1,240円 給食費 ・3歳未満児 1日 390円 ・3歳以上児 1日 230円	現行どおりとする。 ただし、地域の保育ニーズにより事業を進める。																																
チャイルドシートの助成	チャイルドシートの助成 ・助成金額 購入(レンタル)額の3分の1(10,000円以内)	・チャイルドシートが不要になった人と必要な人のために「再利用品展示コーナー」を設け、チャイルドシートの着用率向上と不要シートの有効活用を図る。	廃止する。ただし、再利用事業及び貸与事業については、新市で利用しやすい制度に再編するものとする。																																
出産祝い金	町内に住所を有する者が出産した場合祝い金を支給 ・金額 子1人につき 50,000円	・なし	廃止する。ただし、小国町の有資格者については、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。																																
妊産婦の医療費助成	(1)対象除外 生活保護法による保護を受けている世帯の妊産婦 (2)助成内容 妊娠証明書付きの申請書を提出した翌月の初日から出産した月の翌月末日までの医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成 (3)一部負担金 ・通院 1回530円(月4回まで) ・入院 1日1,200円	(1)対象除外 生活保護法による被保護者 (2)助成内容 母子健康手帳交付の翌月又は、申請月(どちらか遅い方)から出産した月の翌月末日までの医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額及び入院時食事療養費(市町村民税非課税世帯)を助成 (3)一部負担金 同左	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、出産した翌月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。																																
ひとり親家庭等の医療費助成	(1)対象者 一人親家庭の父又は母及びその児童 (2)助成内容 ・医療費の本人負担額から一部負担金を除いた額 ・入院時食事療養費 市町村民税課税世帯も助成 (3)一部負担金 ・通院 1回530円(月4回まで) ・入院 1日1,200円	(1)対象者 同左 (2)助成内容 同左 ・入院時食事療養費 市町村民税非課税世帯のみ助成 (3)一部負担金 同左	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。																																

事務・事業名	現在の小国町の制度	現在の長岡市の制度	合併協議会で決定した調整方針
乳幼児の医療費助成	(1)対象者 ・通院 6歳児(就学前)まで ・入院 6歳児(就学前)まで (2)助成内容 医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成 入院時食事療養費の助成 ・課税世帯 乳児あり(幼児なし) ・非課税世帯 乳児あり(幼児なし) (3)一部負担金 通院 1回 530円(月4回まで) 入院 1日1,200円	(1)対象者 ・通院 4歳未満児まで ・入院 6歳児(就学前)まで ※9月1日から通院は5歳未満児までに拡大 (2)助成内容 同左 入院時食事療養費の助成 ・課税世帯 なし ・非課税世帯 乳児あり(幼児なし) (3)一部負担金 同左	越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
精神障害者の医療費助成	(1)助成内容(全科対象) ・入院 自己負担額の5割 500円未満を除く ・通院 自己負担額の5割 500円未満を除く (2)年齢制限 なし	(1)助成内容(精神科のみ) ・入院 自己負担の1/3 ただし附加給付を除き15,000円を限度 ・通院 自己負担の1/3 ただし附加給付を除き2,000円を限度 (2)年齢制限 70歳未満	長岡市、越路町の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年9月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
重度心身障害者の医療費助成	(1)所得制限 なし (2)助成内容 ・医療費本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額 ・訪問看護基本利用料から一部負担金を除いた額 ・入院時食事療養費の助成 市町村民税課税世帯も助成 (3)一部負担金 通院 1回 530円(月4回まで) 入院 1日1,200円 訪問看護 1回250円	(1)所得制限 あり (2)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 市町村民税非課税世帯のみ助成 (3)一部負担金 同左	長岡市、中之島町、越路町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人及び対象者のうち入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。
老人の医療費助成	(1)対象者 65歳以上で老健該当でないもの (2)所得制限 なし (3)助成内容 ・医療費の本人負担額から他法負担及び一部負担金を除いた額 ・入院時食事療養費の助成 市町村民税課税世帯も助成	(1)対象者 同左 (2)所得制限 あり (3)助成内容 同左 ・入院時食事療養費の助成 市町村民税非課税世帯のみ助成	中之島町、三島町、山古志村の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。経過措置として、制度統一により、対象除外となる人には、平成17年7月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。 ※中之島町、三島町、山古志村は市町村民税非課税世帯のみ助成
老人保険医療費適正化事業	・なし	・在宅保健師による訪問指導事業	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
倒産防止等融資	・なし	(1)貸付対象 市内で事業所又は事務所を1年以上営業している中小企業者で倒産関連中小企業者として市長の認定を受けたもの (2)資金用途 運転資金 (3)融資限度額 債権額の範囲内で3,000万円限度 (4)融資利率 年1.9%(信用保証付1.7%) (5)返済期間 9年以内(据置2年以内)	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
中小企業振興資金(普通貸付)	・なし	(1)貸付対象 市内で事業所又は事務所を1年以上営業している中小企業者 (2)資金用途 運転資金、設備資金 (3)融資限度額 2,000万円 (4)融資利率 年2.4%(信用保証付は1.9%) (5)返済期間 ・運転資金 6年以内(据置1年以内)	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
中小企業振興資金(創業貸付)	・なし	(1)貸付対象 市内で事業を始めようとする者市内で事業を開始した後5年未満の中小企業者 (2)資金用途 運転資金、設備資金 (3)融資限度額 1,000万円 (4)融資利率 年2.4%(信用保証付は2.2%) (5)返済期間 ・運転資金 5年以内(据置1年以内) ・設備資金 7年以内(据置1年以内)	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
中小企業振興資金(小口貸付)	・なし	(1)貸付対象 市内で1年以上営業している小規模企業者 (2)資金用途 運転資金、設備資金 (3)融資限度額 750万円 (4)融資利率 年2.0% (5)返済期間 運転資金5年以内(据置6ヶ月以内を含む) (6)設備資金 6年以内(据置6ヶ月以内)	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

小国町議会議員 一般選挙

告示日 6/1(火) 投票日 6/6(日)

事務・事業名	現在の小国町の制度	現在の長岡市の制度	合併協議会で決定した調整方針
経営安定・不況対策特別融資	(1)商工業振興資金 ・貸付対象 町内に住所、若しくは事業所を有する者で、事業を営んでいる中小企業者であり、町税の納税状況が良好な者及び他の制度資金の借入が困難な者 ・資金用途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 運転資金 500万円、設備資金 1,000万円 ・融資利率 年2.45% (信用保証付は1.95%) ・返済期間 運転資金5年以内 (据置6月以内) 設備資金7年以内 (据置1年以内) (2)緊急経営安定対策資金 ・資金用途 運転資金 ・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 年2.45%	(1)内容 ・貸付対象 市内で事業所又は事務所を営業している中小企業者でセーフティネット保証の要件に該当するもの。 ・資金用途 運転資金 (保証付市既往借入金借換も認める) ・融資限度額 3,000万円 ・融資利率 5年以内年2.2% (信用保証付1.7%) 5年超年2.4% (信用保証付1.9%) ・返済期間 9年以内 (据置1年以内)	合併協議会で決定した調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は、現行どおりとする。なお、制度未実施の町村は、平成17年4月1日から長岡市の制度を適用する。
地方産業育成資金	(1)貸付対象 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者 (2)資金用途 運転資金、設備資金 (3)融資限度額 1,000万円 (4)融資利率 年2.45% (信用保証付は年1.95%) (5)返済期間 運転資金5年以内 設備資金7年以内 (据置6ヵ月以内)	・なし	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は、中小企業振興資金等、より有利な他の融資制度で対応する。
出稼対策事業	・出稼き労働者へふるさとの情報提供を行い、福祉の増進を図る。(地方新聞及び町広報の送付)	・なし	廃止する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。なお、廃止後は、新市の情報提供サービスの中で対応する。また、地域の実状を踏まえ、新市における就業の場の拡大に努める。
地域産業技術開発支援事業	(1)補助対象事業 新製品、新素材、新製造法の開発研究、公害防止技術の開発 (2)補助対象経費 原材料費、構築物、機械装置、工具器具の購入、試作、改良、据付、借用、修繕に要する経費 (3)補助率 補助対象経費の2分の1以内 (4)補助限度額 10万円以上50万円以内	(1)補助対象事業 ・出版・印刷・同関連産業を除く製造業 ・印刷業、製版業、製本業、印刷加工業及び印刷に伴うサービス業 ・ソフトウェア業 ・情報処理サービス業 (2)補助対象経費 技術高度化及び新分野進出に要する研究開発費 (調査研究費、設備費、原材料費、設計費) (3)補助限度額 対象経費の2分の1 (400万円以内)	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は、現行どおりとする。
税の免除・助成金	(1)内容 3年間、新設又は増設部分に対する固定資産税を免除。 (2)条件 投下固定資産2,100万円以上	(1)内容 固定資産税・都市計画税の3年間免除、特別土地保有税の非課税。 ・対象地域 工場等誘致条例で定める誘致地域 ・奨励措置 長岡市工場等誘致条例 (2)条件 投下固定資産額が1億円以上で、常用雇用者数が5人以上の増加	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

投票できる人

- ①小国町に住所のある方。
- ②日本国民であること。
- ③年齢満20年以上であること。
・年齢の計算は、出生の日をもって起算日とし、20年目の応答日の前日をもって満20歳となる方。(今回の登録にあたっては、昭和59年6月7日以前に出生した方)
- ④5月31日までに引き続き3か月以上、小国町の住民基本台帳に登録されている方。(今回の登録にあたっては、平成16年2月29日以前に住民票が作成された方または、転入届をされた方)

投票時間

午前7時から午後8時までです。

- ・手にケガなどして字をかけない人は、投票所で係員に申し出れば代筆してもらえる代理投票の方法があります。(投票の秘密は守られますので安心して申し出てください)
- ・目の不自由な方は点字投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事・レジャー・冠婚葬祭などで投票所へいけない場合は、期日前投票ができます。

投票方法は通常の投票所と同じです。(従来の不在者投票とは違います)

投票のできる期間 6月2日(水)～6月5日(土)まで

投票時間

午前8時30分～午後8時まで、役場1階期日前投票所で行ないます。

印鑑は必要ありませんが、入場券は忘れずに!!

不在者投票

小国町に住所を有する方で、施設や病院に入所・入院している場合、または出稼ぎ等により他の市町村にいる場合は、従来

の不在者投票ができます。

・投票できる期間 6月2日(水)～6月5日(土)

郵便投票

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの重度の障害のある方または介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5であるものとして記載されている方で、選挙管理委員会が発行した「郵便投票証明書」をお持ちの方は、郵便による不在者投票ができます。

お問合せ先

小国町選挙管理委員会まで ☎95-5905

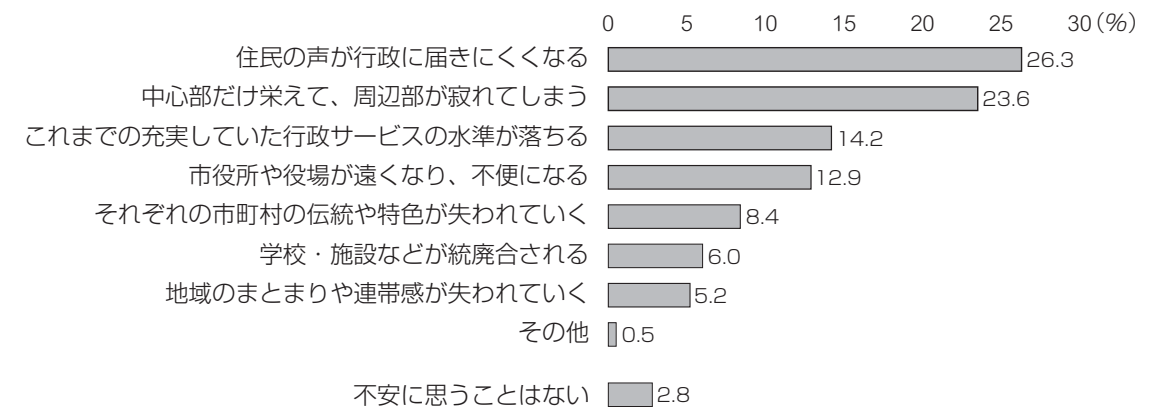
投票所の設置場所

投票区	投票所設置場所	対象集落
第1投票区	芸術村会館	山野田
第2投票区	三桶公民館	大貝、三桶
第3投票区	苔野島集落開発センター	苔野島
第4投票区	小栗山集落開発センター	小栗山
第5投票区	上小国小学校	原、森光、諏訪井
第6投票区	太郎丸集落開発センター	太郎丸、小国沢、上岩田
第7投票区	法末老人活動館あだご荘	法末
第8投票区	小国町就業改善センター	橋沢、新町、相野原、二本柳上谷内、猿橋
第9投票区	小国勤労者体育センター	法坂、桐沢、金沢、箕輪、上村下村、サン・コーポラス小国
第10投票区	大字武石多目的集会施設	武石、押切
第11投票区	上栗集落開発センター	七日町、上栗
第12投票区	小国町中央公民館八王子分館	八王子、芝ノ又
第13投票区	小国町中央公民館千谷沢分館	原小屋、千谷沢、鷺之島

小国町まちづくりアンケート結果 ④

※アンケート結果の報告は今回で終了いたします。

Q 合併に際し、不安に思うことはなんですか。(3つまで選択が可能)





◆ 8月29日(日) ◆

内容

- もちひと時代行列
(あなたも変身 平安の羅の世界を体験)
- だし車、「もちひと歓迎のろし」とホテル火
- 歴史ロマン野外劇
「以仁王伝説 遙かなる轍パートⅢ」
- 出店コーナー・その他

ところ 越後おぐに森林公園特設会場

〈10月9日(土)～10日(日)〉
・もちひと探訪交流ツアー



スタッフ随時募集

あなたも平安時代に
タイムスリップしてみませんか!?

町民総参加で盛り上げよう

第3回歴史ロマンの隠れ里まつり

「もちひとまつり」概要決まる!!

もらしいとまつり

今年は8月29日

出店者募集!!

商店、集落、個人で参加しませんか!?

お問い合わせなど詳しくは
企画商工課(☎95-5906)まで
お願いします。

利用者負担額の軽減について

介護保険には、ご本人から申請していただくことによりサービスの利用をした際に支払う負担額を軽減または超過額を支給する制度があります。

ただし、軽減認定には有効期間がありますので、現在軽減を受けている方でも5月から6月の間に改めて申請していただく必要があります。(案内文書を差し上げます。)

■施設入所者の食事費(標準負担額)の減額

施設入所(院)したときの食事費(標準負担額)が減額されます。

対象者	日額
①一般	780円
②世帯全員が町民税非課税の方	500円
③高齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方 生活保護受給者	300円

(※②、③の方は申請が必要です。)



■介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用するとき、下記の対象者に該当する方は、利用料が軽減されます。

制度	対象者	内容
訪問介護利用者負担の軽減	・生計中心者が所得税非課税世帯である方で、平成11年度中に訪問介護サービスを利用したことがある方。	平成16年度6%に軽減 平成17年度から10%負担
社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減	・町民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者。 ・世帯全員の年間所得が10万円以下であり(施設の場合は収入が30万円以下)、資産等を勘案して必要と認める方。	社会福祉法人等が実施する居宅・施設サービスの利用料を2分の1に軽減
特別な事情による利用者負担の減免	・災害や失業等で収入が一時的に著しく減少し、利用者負担の支払が困難な方。	理由ごとに減免基準を設定

■高額介護サービス費の支給制度

(月額の利用者負担が高額になったとき)

利用者負担額(月額)が、世帯全員で下表の上限額を超えると、超えた分が町に申請すると払い戻されます。(食事費は含みません。)

対象者	高額介護サービス費の利用者負担上限額(月額)
一般	37,200円
町民税世帯非課税者(世帯全員が町民税非課税の方)	24,600円
高齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税者・生活保護受給者	15,000円

※各軽減の有効期間

・標準負担額の軽減	申請した月の初日から平成17年5月31日
・社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担の軽減	(平成16年6月から平成17年5月まで)
・訪問介護利用者負担の軽減	平成16年7月1日から平成17年3月31日

介護保険

66

老後の安心を皆で支える仕組み……介護保険制度

介護保険のサービスを受けるには
申請をして認定を受けることが必要です

申請方法等詳しいことは、福祉係(☎95・5903)
又は、介護係(☎95・5050)までご相談ください。

俳句教室の自選句集「虹」第30集を迎える!!



老人クラブ俳句教室では、年1度発行してきた自選句集「虹」の第30集をまとめました。俳句教室は、昭和49年頃に今井勝さんが老人クラブのお年寄りを対象として始めたもので、最初は自分の親のような人を教えていました。

以来30年間、毎月1回の教室で俳句を学んだ人は延500人近くになります。

歴代の句集には、小国の自然や生活を詠んだものが数多く収録されています。記念の第30集には、会員のほか卒業をした人も句を寄せました。

講師の今井さんは「受け継いできてくれている人のおかげです。このまま続けて50集を目指してがんばりたい。」と話していました。

森林公園オープン!!

4月24日、ゲート前でテープカットが行われ森林公園がオープンしました。

大型連休中には、雨の日もありましたが、晴天に恵まれた日には、林間広場いっぱいの家族連れで大いに賑わっていました。

町民の皆さんも、身近な憩いの場として大いに利用ください。



「農業を愛し 大地一新」 横沢地区 県営ほ場整備事業が完了!!

大規模ほ場で農業の振興を図ろうと進められていた、横沢地区の県営ほ場整備事業が完了し、4月20日竣工式が行われました。

横沢地区のほ場整備は、平成8年度から計画を策定し、平成10年度に国の採択を受け事業を開始、平成11年度から15年度にかけて「ほ場の整備」、「揚水機場」、「用水堰」の各工事が行われ完成をしたものです。

工事により区画整理44.4ha、暗渠排水33.8ha、揚水機2機、用水堰1ヶ所が約8億4,600万円で完成しました。

田植えが行われました、ほ場の一角には「農業を愛し 大地一新」と刻まれた記念碑が建てられ、作業を見守るとともに、長い工事の経過を後世に伝えます。



横田 美智先生が「春の叙勲」瑞宝双光章を受章されました。

昭和31年10月、夫の隆壽氏（故人）とともに県厚生連小国病院に赴任され、同34年2月横田医院を開院されました。その後、昭和48年2月から平成12年3月まで町立成人健康センターの運営に当たられ、同年4月に医療法人「健誠会」を設立、理事長に就任、現在も現役で診療に活躍されています。

この度の受章は、47年7ヶ月の長期にわたる当町のへき地区をはじめ地域医療に対する功績によるものです。横田先生誠におめでとうございます。



七日町郵便局で山野草を鑑賞!!

日頃、手入れされたすばらしい作品を各地で披露している小国山野草会では、七日町郵便局ロビーで5月10日～14日の5日間、初夏のミニギャラリーと称して展示会が開催されました。

約百鉢の山野草が、ロビーいっぱいに展示され、訪れる人の目を楽しませてくれました。

展示会は、昨年からは開催されていますが、作品だけを鑑賞にこられる人もいました。



八石ぼたん(シラネアオイ) 鑑賞会が開催される!!

4月29日、八王子集落八王子神社裏手の山にある中村さんの植栽地で八石ぼたん（シラネアオイ）観賞会が開かれました。

シラネアオイは、日本固有の高山植物として知られる希少植物で、八石山のような標高の低い山に自生する例は極めて少なく、貴重な小国の財産となっています。

八石山の自生地も年々少なくなり、町では保護条例をつくっています。

参加者の皆さんは、シラネアオイを鑑賞するとともに、お互いに情報交換するなど交流の場となりました。

お知らせ

information

お問い合わせ・お申し込みは
それぞれ表記の番号へご連絡下さい

役場から

●「児童手当」受給者へ

児童手当を受けている方は、6月30日までに「児童手当現況届」を町民係へ提出してください。
※書類については、6月中旬頃郵送する予定です。
この現況届により、手当を受けている方の前年の所得状況や児童の養育の現状を確認し、引き続き手当を受けられるかどうかを審査します。この届出がないと、

●住宅改築等促進助成制度のお知らせ

企画商工課商工観光係
☎95・5906
☎95・2282
町では町内の景気の活性化、居住環境の向上と定住の促進を目的に下表のとおり助成制度を実施しています。
住宅の新増築、リフォームを予定されている方はご利用下さい。詳しくは企画商工課商工観光係までお問い合わせください。

引き続き手当を受けられる資格があっても一部手当を受けられない場合がありますので、忘れずに期限までに現況届を提出してください。
～児童手当の振込みについて～
6月の定期払い（2ヶ月分）については、6月10日に届け出の金融機関に振込みますのでご確認ください。

募集

●「越後長岡百景づくり」に取り組みます

新潟県長岡地域振興局
（担当 地域振興課）
☎38・2507
「越後長岡百景」は、長岡圏域にある様々な風景に、そこに秘められた人々の感動のワンシーンを公募し、その情景に和歌を添えて発信することで、新たな地域の価値をつくっていく取り組みです。

平成16年12月31日まであなたのワンシーン（情景）を公募しています。所定の応募用紙に記入の上、奮ってご応募下さい。

てご応募下さい。
ホームページ
<http://www.hyakkei.com>

●「放送大学」10月入学生募集中

放送大学は、いつでも、どこでも、だれでもが学べる、テレビ・ラジオで授業を行う正規の大学です。
募集学生・期間

○教養学部

（全科生・選科生・科目生）
大学院修士科目生
6月15日～8月31日
9月1日～14日

※自宅でCSデジタル・スカイパーフェクトTVなどを利用して視聴できます。学習センターでも視聴できます。
※学費が安く、入学試験もありません。
※人文・社会・自然・産業等の幅広い分野の科目（約300科目）が選べます。健康、福祉、心理に関する科目やスキルアップに役立つ科目が数多くあります。もちろん、1科目

暮らし

●結婚相談

就業改善センター
☎95・3575
日時 6月20日（日）
午後1時～午後3時
会場 就業改善センター相談室

●お年寄りよろず相談

6月 10時～17時 月曜～金曜日
よろず相談
9時～17時
専門相談→要予約
法律 13時30分～16時
医療 7・14・21・24・28日 13時30分～15時30分
2日 13時30分～15時30分
痴呆 14時～16時
16日 公的年金・保険 13時30分～15時30分
1日 税金 10時～12時
11日 健康・介護 10時～16時
10日

●司法書士と社会福祉士によるシルバークラス

110番
高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済、介護、福祉などに関わる問題につき、司法書士および社会福祉士が相談をお受けし、問題解決のアドバイスを行います。

●総合労働相談会のお知らせ

長岡地域振興局 企画振興部労働経済課
☎37・6110
働いていて、「困った」「どうしよう」と感じたことはありませんか。長岡地域振興局では、労働問題でお困りの方のために専門家による労働相談会を開催します。労働者・使用者を問わず利用できますので、ぜひ

法律相談所開設のお知らせ

と きろ 6月25日（金）午後1時30分～3時30分
と こ 就業改善センター
相 談 料 無 料
弁 護 士 高橋信行氏
相 談 内 容 法律関係全般
申 し 込 み 先着4名

6月 心配ごと相談 午前10時～午後0時

1日 飯田 弘二 8日 安沢 功
15日 佐々木藤枝 22日 湯本チヨ子
29日 田中富志夫
会場 延命荘 ☎95—2027

緑の募金ご協力大変ありがとうございました 合計 225,458円

集落名	金額	集落名	金額	集落名	金額	集落名	金額
山野田	1,100	小国沢	3,600	桐 沢	7,500	上 栗	7,880
大 貝	2,200	上 岩 田	7,500	猿 橋	4,800	原 小 屋	6,600
三 桶	5,100	法 末	5,451	金 沢	1,500	千 谷 沢	8,600
苔 野 島	4,007	楢 沢	7,090	箕 輪	6,200	鷲 之 島	8,000
原	7,800	新 町	12,200	上 村	2,200	八 王 子	3,300
森 光	6,200	相 野 原	8,611	下 村	9,349	芝 ノ 又	800
小 栗 山	8,400	二 本 柳	3,000	武 石	9,600	サンコーポラス	2,200
諏 訪 井	8,800	上 谷 内	1,800	押 切	4,309	役場内募金箱	17,310
太 郎 丸	12,501	法 坂	12,650	七 日 町	7,300		



不正大麻・けし撲滅運動

5月1日～9月30日

次のような植えて悪い「けし」を発見した場合、御連絡をお願いします。

- ①背丈は100～150cmあり、ひなげしやおにげしに比べて茎が太い。
- ②全体に白っぽい茸が付着しており、ほとんど毛がない。
- ③葉が茎を巻き込むようになっている。
- ④5～6月頃、10cm程度の一重又は八重の大輪の花（色は主に赤、紫、白）を咲かせる。

【連絡先】

柏崎地域振興局健康福祉部（柏崎保健所）
担当 山田 ☎0257・22・4165



国民年金



現況届は誕生月の末日までに提出しましょう

現況届は、年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを確認するための年に1度の大切な届です。

年金を引き続き1年以上受けている人には、誕生月の上旬に、社会保険業務センターから現況届（ハガキ）が送付されます。

現況届が提出されないと、年金の支払いが一時差止められますので、現況届に必要な事項を記入して誕生月の末日までに、社会保険業務センターに到着するように投函してください。

（年金が決定されてから1年以内の誕生月には現況届の提出は必要ありません。）

老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金を受けるためには、次の期間の合計が25年以上あることが必要です。

- ① 国民年金保険料を納めた期間（保険料免除期間、第3号被保険者期間を含む）
- ② 合算対象期間（国民年金に任意加入できるが、加入しなかった期間など）
- ※ただし、年金額には反映されません。
- ③ 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間

25年以上の受給資格期間を満たした方が65歳から受けることができますが、年金は請求しなければ受けることができません。

ことができませぬ。年金の請求先は次のとおりで、これまでの国民年金の加入種別によって異なります。

加入種別	請求先の窓口
国民年金第1号被保険者期間のみの方	小国町役場 町民係
国民年金第3号被保険者期間や厚生年金・共済組合期間のある方	柏崎社会保険事務所

※請求に必要な書類等については、各請求先にお尋ねください。

なお、本人の希望により、60歳以降希望するときに繰り上げて請求することもできますので、担当までご相談ください。

また、特別支給の老齢厚生年金を受けている方は、65歳到達月の前月末に社会保険業務センターからハガキ形式の裁定請求書が送付されますので、必要事項を記入し、町の証明を受けて65歳到達月の末日までに社会保険業務センターに提出してください。

平成16年度の年金額について

年金額は、毎年の物価の変動に応じて増額、減額されることになっていきます。

平成15年度の物価は前年に比べ0・3%下落しましたので平成16年度の年金額は次のようになります。

年金の種類	年金額
老齢基礎年金	794,500円
障害基礎年金（1級）	993,100円
障害基礎年金（2級）	794,500円
遺族基礎年金（子1人）	1,023,100円
（基本額）	794,500円
（加算額）	228,600円
10年年金	482,700円
5年年金	410,800円
老齢福祉年金	407,100円

暮らしの

ワンポイント

キッチン収納の工夫

必要なものがさっと取り出せることが収納の基本。調理では手早さが要求されますから、キッチンの整理・収納は特にこの点が大切です。

流し台の下は、よく使うなべ類やフライパンなどを収納するのに都合のよい場所。奥行きもたっぷりあって広いので、ラックなどで上手に仕切って有効に利用したいものです。排水管がじゃまなときは、手前と後ろに突っ張り棒を二本取り付け、排水管をよけてネット状の棚を乗せる方法で解決できます。

計量カップやフライ返し、泡立て器といった調理用具は、短いカーテンレールを使って整理するという手があります。流しの窓のところになどにレールを取り付け、移動金具にS字型のフックを引っかけて、調理用具をつるすようにします。必要なものを手元に引き寄せて使うことができます。

食器棚の中にはプラスチックの書類ラックを置いて大皿の整理に。ここに皿を立ててしまおうとたくさん収納できますし、取り出すのも楽です。一枚ずつカラフルなクッション封筒に入れると見た目もきれいです。

小国風 ほろっと ウロコ 目から



スイッチ・オフで新世界

ちよつと訳ありで、今我が家ではテレビ無しの世界を送っている。もつ三ヶ月が経ってしまつた。テレビが無くて一番困るのは夫？子供？と予想していたが、驚いた事にどちらもあまりお困りでない様子。観察していると、仕事や学校から帰って来てからの時間は意外に短い。テレビが無くて、新聞、ラジオ、インターネット等、情報源は沢山ある。子供達にしてもやりの遊びはいくらでもあるので、あつという間に就寝の時間だ。

可哀相かな、と思つていたので拍子抜けしてしまつた。困つたと言えれば私で、子供達が次々と風邪をひいて何日も外に出られなかった時には、さすがにテレビの有難さをしみじみ想つた。スイッチを入れれば、世界とちゃんと繋がつていて、この安心感が得られだし、次々と新しい話題で退屈しなかつた。改めてそれを実感できたのは良かった。もちろんテレビ無しで良かった事もある。チャンネル争いが

無くなり、時間に振り回されなくなつた。CMがうるさくない。そして何より家族とゆつたり会話ができるようになった。一ヶ月経つた頃から、ビデオは見られるというので、時々大人も楽しめるアニメを借りてきて親子で観ている。が、テレビなしの良さはあまり変わらない様だ。いつまでもこのままという訳にはいかない。でもちよつとだけスイッチ・オフの世界を楽しんでいる。（友香）

おぐに文芸

俳壇

- ◎ 薔を干してまんまる姿になる 新町 青柳 カズ
 * 評 茹でる干す揉む、採るよりナンギ、疲れてまるいお婆ちゃん。
- 鯉幟り真下三輪車を漕いで 太郎九 北原 テイ
 初旅の子の手紙来て葉桜す 七日町 山本 恵子
 葺き終へし屋根を大きく風五月 上谷内 池島千恵子
 初燕真つすぐに来て農具小屋 小栗山 片桐 ムツ
 木芽太く老のダンスにさそわるる 新町 中村 とし
 口下手がそつと差し出す露の臺 新町 青柳いつ子

今井 勝人 選

書道教室

(5月の作品)



「環境の日」(6月5日)

1972年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、国連が「世界環境デー」(6月5日)を定めました。わが国では、平成5年11月に制定された「環境基本法」により、国民の間に広く環境保全についての関心と理解を深め、積極的に活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、この日を中心に国、地方公共団体などでさまざまなイベントなどを実施することとしています。

サンコーポラス	運営戸数	40戸
入居状況(4月末)	入居戸数	37戸
	入居可能戸数	3戸

サンコーポラス小国 管理事務所 ☎95-4831